

平成２７年度 第４回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成２７年１２月１４日（月）

開催時間：１３時３０分～１６時００分

開催場所：職員会館かもがわ「中会議室」（京都市中京区土手町夷川上ル末丸町２８４）

議事内容：平成２７年度公共事業の評価に関する意見書の取りまとめ

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては、下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/79-8-3-0-0-0-0-0-0.html>

京都市公共事業評価委員会委員名簿

任期：平成27年4月 1日～平成29年3月31日

※任期：平成27年5月18日～平成29年3月31日

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
おおやま おさむ ○大山 理 (再任)	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科准教授
くわばら たけし 桑原 毅 (再任)	京都新聞社論説委員
とくひさ きょうこ 徳久 恭子 (再任)	立命館大学法学部法学科教授
と だ けいいち ◎戸田 圭一 (新任)	京都大学経営管理大学院教授
なかがわ え み こ 中川 恵美子 (再任)	京都市地域女性連合会副会長
ひろおか かずあき 廣岡 和晃 (新任) ※	連合京都事務局長
まいたに か すみ 舞谷 佳澄 (新任) ※	京都経済同友会幹事
みやざわ かずとし 宮澤 和俊 (新任)	同志社大学経済学部教授
めぐり 廻 はるよ (新任)	京都造形芸術大学芸術学部 空間演出デザイン学科教授

◎：委員長 ○副委員長

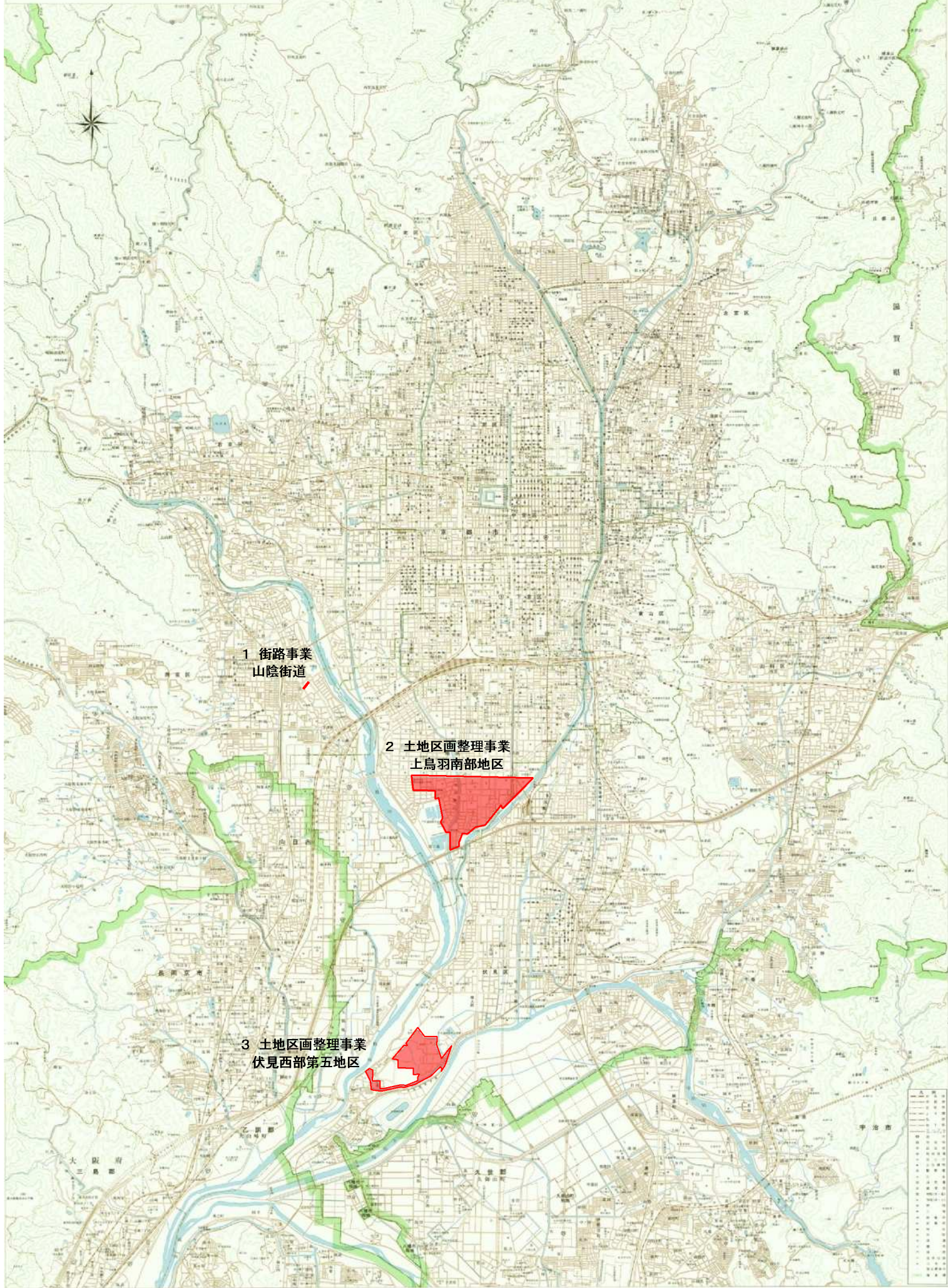
平成 2 7 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ②事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事業名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	備考
街 路 事 業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2	③	26	平成 22 年度 再評価実施
土 地 区 画 整 理 事 業	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	45	平成 22 年度 再評価実施
	3	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13	③	15	平成 22 年度 再評価実施

京都市街図 平成27年度 再評価対象事業箇所図



平成 2 7 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

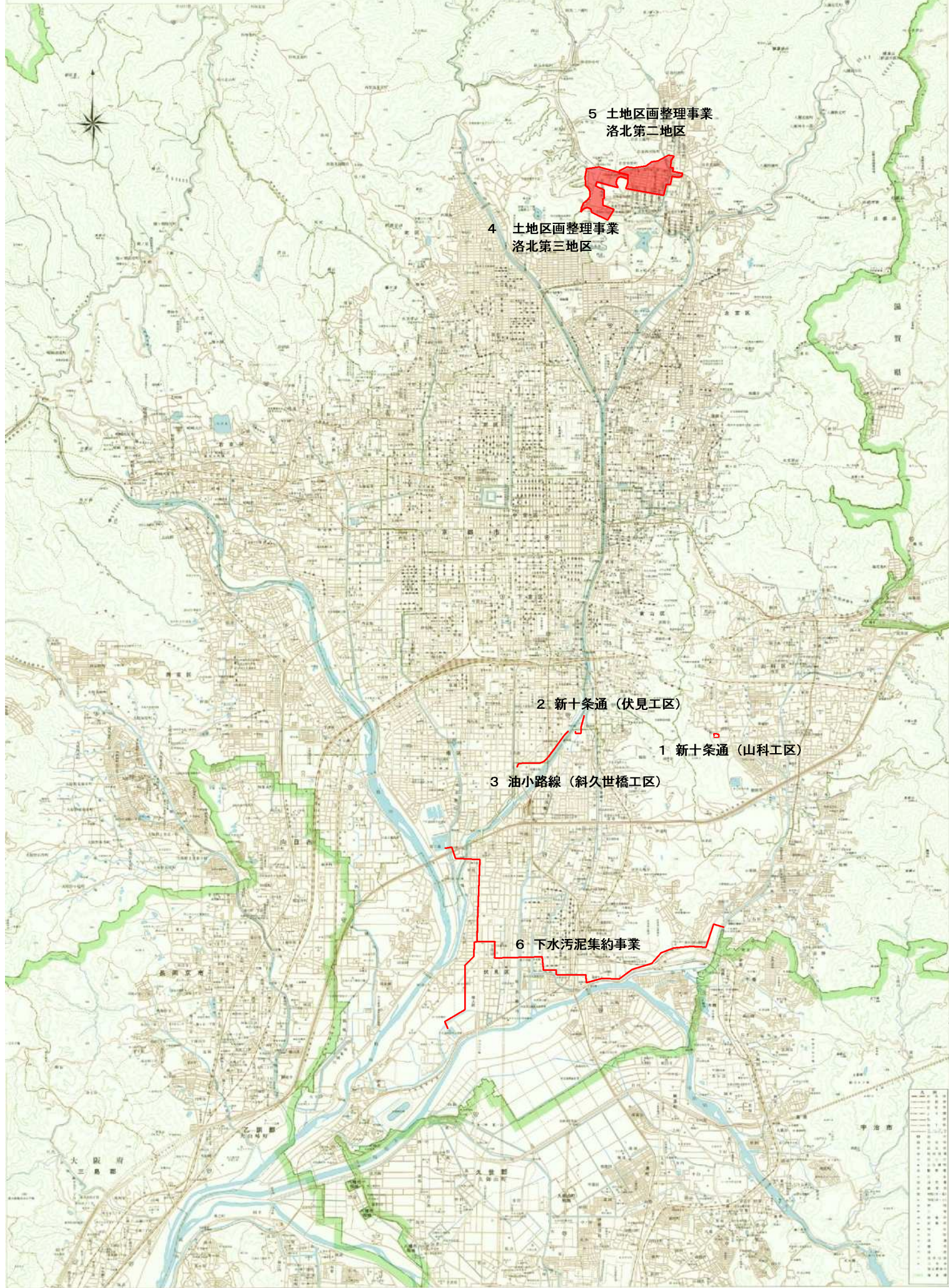
事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後５年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後７年以内）の事業

②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	備 考
街 路 事 業	1	新十条通 (伏見工区)	延長 L=851m 幅員 W=7.5~77.0m	H7	①	H20	
	2	新十条通 (山科工区)	延長 L=50m 幅員 W=64.0~73.0m	H7	①	H20	
	3	油小路線 (斜久世橋工区)	延長 L=1.5km 幅員 W=9.5m	H18	①	H22	
土 地 区 画 整 理 事 業	4	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	①	H25	
	5	洛北第二地区	面積 A=53.4ha	S53	①	H26	
下 水 道 事 業	6	下水污泥集約事業	送泥管 石田～鳥羽 L=9.5km 伏見～鳥羽 L=4.8km	H20	①	H24	

京都市街図 平成27年度 事後評価対象事業箇所図



傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承願います。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。

平成 2 7 年度公共事業の評価に関する意見書

【 素 案 】

平成 年 月 日

京都市公共事業評価委員会

平成 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 戸田 圭一

平成 27 年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度から平成 26 年度までの間に 180 事業に対して審議を行い、意見を述べた。本年度は、平成 27 年 12 月 14 日までに、再評価の対象となった 3 事業と事後評価の対象となった 6 事業について、4 回の審議を行った。審議の結果、本委員会の意見を、下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成及び効率性並びに実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

本年度は、別紙 1 の 3 事業が再評価の対象となり、また、別紙 2 の 6 事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった 3 事業については、平成 22 年度に再評価を行い、本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後 5 年間を経過した本年度も、まだ継続中であることから再々評価を行った。

事後評価の対象となった 6 事業のうち 4 事業については、再評価を実施した事業で、平成 20 年度に完了した 2 事業、平成 25 年度に完了した 1 事業及び平成 26 年度に完了した 1 事業について、事後評価を行った。残る 2 事業については、新規採択時評価のみ実施し、平成 22 年度に完了した 1 事業、平成 24 年度に完了した 1 事業について、事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け、その妥当性に

ついて詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成20年度及び平成22年度から平成25年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙3の30事業について、平成26年度までの実績等の報告を受け、そのうち進ちょく率が90%を上回る事業や近々、完成が見込まれる事業などを除いた22事業を抽出し、事業進ちょくの確認を行った。

2 全体についての意見

再評価の対象となった3事業については、京都市の対応方針（案）のとおり、事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も、市民生活の向上や安全性の確保のうえから、早期の完成が望まれる。

次に、事後評価の対象となった6事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）のとおり、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断した。

3 個別事業に対する意見

<再評価>

（1）街路事業 山陰街道

本事業は、都市計画道路葛野中通（天神川通）を起点とし、国道9号を終点とする京都市西部地域の東西補助幹線道路で、都市計画道路久世梅津北野線（桂川街道）から府道桂停車場線までの区間を整備することにより、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と、歩行者の安全な通行を確保し、また、周辺環境に配慮しながら、地域の活性化を図るものである。

市民生活に密着した重要な道路事業であることに加え、地元住民の事業への理解も深まっている中で、境界確定が進んでおり、既に事業用地の一部を確保し、今後も用地買収の進ちょくが見込める状況にあることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

（2）土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である油小路通などの都市計画道路と近隣公園等の公共施設の整備を、隣接する土地区画整理事業施行地区と連携して施工することにより、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

都市計画道路及び区画道路はすべて完成し、仮換地指定率も98.5%に達してお

り、事業は最終段階である。残る仮換地指定のための民地間の境界確定や出来形確認測量等、関係者の協力のもと作業が進められており、換地処分に向けて進ちよくが図られていることに加え、地権者をはじめ多くの関係者から早期完成を求められていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、本事業は最終段階を迎えており、早期完了に努められたい。

（３）土地区画整理事業 伏見西部第五地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である横大路淀線等の都市計画道路を骨格として、周辺地域と整合した公共施設の整備改善を行い、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

前回の再評価における本委員会からの提言を受け、早期に事業効果を発現させるため、施行面積や事業費を大幅に縮減するなどの事業計画の抜本的な見直しが行われ、事業進ちよくが見込める状態にある。伏見西部地区全体として、公共施設（道路、水路等）が効果的に機能するために、一体的に事業を進める必要があることに加え、地権者をはじめ多くの関係者から早期完成を求められていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

<事後評価>

（１）街路事業 新十条通（伏見工区）

（２）街路事業 新十条通（山科工区）

これら２事業は、有料道路支援事業として行われ、広域的な幹線道路網の一体整備として、阪神高速道路公団（現、阪神高速道路株）により整備された新十条通の本線部と、伏見工区において都市計画道路鴨川東岸線、十条通、山科工区において都市計画道路西野山大宅線とを接続するランプ部を整備したものである。

本事業によって、高速道路の新十条通と一般道の幹線道路が接続し、伏見、山科地区における幹線道路網が強化されるとともに、安全で円滑な道路交通が確保されるなど事業の効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

（３）街路事業 油小路線（斜久世橋工区）

本事業は、阪神高速道路株との合併施行方式が適用され、街路事業として行われており、京都高速道路の油小路線と新十条通を接続することで、京阪神都市圏を結

ぶ道路ネットワーク及び災害発生時の緊急輸送道路ネットワークの強化を図ったものである。

本事業によって、油小路線～新十条通の道路ネットワークが形成され、周辺一般道の渋滞緩和に寄与するなど、事業の効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

（４）土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は、都市計画道路の幡枝葵森線、幡枝中通を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても道路に接して再配置するなど、土地利用を考慮して整備した結果、景観にも配慮された良好な市街地環境が形成されており、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

（５）土地区画整理事業 洛北第二地区

本事業は、都市計画道路の宝池通、上高野岩倉線、幡枝葵森線を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても道路に接して再配置するなど、土地利用を考慮して整備した結果、良好な市街地環境が形成されており、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

（６）下水道事業 下水污泥集約事業

本事業は、伏見及び石田水環境保全センターから発生する污泥を鳥羽水環境保全センターに送泥する管路を新たに整備することで、下水污泥の集約処理を推進し、効率化を図ったものである。

本事業によって、トラック輸送の廃止による環境負荷の低減と交通渋滞の緩和がされており、污泥処理施設の改築更新費や維持管理費の低減も発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

(別紙 1)

平成 27 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2	③	26	平成 22 年度 再評価実施
土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	45	平成 22 年度 再評価実施
	3	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13	③	15	平成 22 年度 再評価実施

平成27年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	新十条通 (伏見工区)	延長 L=851m 幅員 W=7.5~77.0m	H7	①	H20	
	2	新十条通 (山科工区)	延長 L=50m 幅員 W=64.0~73.0m	H7	①	H20	
	3	油小路線 (斜久世橋工区)	延長 L=1.5km 幅員 W=9.5m	H18	①	H22	
土地区画整理事業	4	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	①	H25	
	5	洛北第二地区	面積 A=53.4ha	S53	①	H26	
下水道事業	6	下水汚泥集約事業	送泥管 石田～鳥羽 L=9.5km 伏見～鳥羽 L=4.8km	H20	①	H24	

(別紙3)

平成27年度フォローアップ対象事業一覧表

再評価 実施年度	種別	番号	事業名	進捗率(%)		備考
				H27.3	再評価	
平成25年度	街路事業	1	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	100	93.3	平成26年度完成
	道路事業	2	宮前橋改築	2.7	1.3	
	河川事業	3	白川	71.8	71.8	
		4	西羽東師川支川	56.4	55.3	
	土地区画整理事業	5	伏見西部第三地区	83.4	82.4	
		6	伏見西部第四地区	41.9	41.7	
	住宅地区改良事業	7	崇仁北部第三地区	87.9	83.4	
		8	崇仁北部第四地区	72.6	70.3	
平成24年度	街路事業	1	伏見向日町線	95.1	95.1	進捗率90%以上
		2	中山石見線	74.4	66.1	
		3	御陵六地藏線(第三工区)	25.2	25.2	道路整備事業見直し
	河川事業	4	西野山川	88.6	86.2	
		5	西高瀬川(有栖川工区)	71.2	65.8	
		6	善峰川	67.4	65.8	
	都市公園事業	7	宝が池公園(広域)	58.8	58.8	
	住宅市街地 総合整備事業	9	東九条地区	65.9	59.1	
平成23年度	街路事業	2	I・Ⅲ・25鴨川東岸線 (第二工区)	79.7	75.0	
	道路事業	3	一般国道162号 (栗尾バイパス)	72.8 (97.6)	18.5	()は道路整備事業見直し 区間を除いた進捗率
		4	城南宮道	83.1	47.1	平成27年度完成予定
	河川事業	5	七瀬川	92.8	91.6	進捗率90%以上
	住宅地区改良事業	6	三条鴨東地区	77.4	73.1	

再 評 価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進ちよく率 (%)		備考
				H27. 3	再評価	
平成 22 年度	街 路 事 業	1	深草疏水通	100.0	98.3	平成 26 年度完成
平成 20 年度	下 水 道 事 業	1 1	下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区	41.2	34.2	
		1 2	下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区	89.1	89.1	
		1 3	下水高度処理施設整備事業 伏見処理区	60.0	48.9	
		1 4	下水高度処理施設整備事業 山科処理区	32.1	32.1	
		1 5	浸水対策事業 新川排水区	20.9	6.4	
		1 6	浸水対策事業 西羽束師川第 2 排水区	80.2	72.2	
		1 7	下水道改善対策事業 東山地域合流式	98.4	93.5	進ちよく率 90%以上
		1 8	下水道改善対策事業 伏見大手筋地域合流式	44.7	11.2	

※着色した事業以外の事業進ちよくを確認

参 考 資 料

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会審議日程

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿

(敬称略, 五十音順)

○	大桑徳と戸中廣舞宮廻	やま原久だ田川岡たに谷澤	おさむ理毅子恭主恵美子晃澄俊	大阪工業大学工学部准教授 京都新聞社論説委員 立命館大学法学部教授 京都大学経営管理大学院教授 京都市地域女性連合会副会長 連合京都事務局長 京都経済同友会幹事 同志社大学経済学部教授 京都造形芸術大学芸術学部教授
◎			はるよ	
(◎ : 委員長, ○ : 副委員長)				

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

区 分	開 催 年 月 日	内 容
第 1 回	平成 27 年 7 月 24 日	・ 平成 27 年度フォローアップ対象事業の報告聴取
第 2 回	平成 27 年 9 月 4 日	・ 平成 27 年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の審議
第 3 回	平成 27 年 11 月 17 日	・ 平成 27 年度再評価対象事業, 事後評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の審議
第 4 回	平成 26 年 12 月 14 日	・ 平成 27 年度公共事業の評価に関する 意見書の取りまとめ

平成27年度 第2回京都市公共事業評価委員会 議事録

第2回委員会では平成27年度再評価対象事業の審議を行った。

1 日 時 平成27年9月4日（金） 午前9時30分～10時30分

2 場 所 職員会館かもがわ「中会議室」

3 出席者

（1）委員

戸田委員長，大山副委員長，桑原委員，舞谷委員，宮澤委員，廻委員

（2）市職員

建設局長，建設局土木技術・防災減災担当局長，建設局建設企画部担当部長，
建設局道路建設部長，建設局道路建設部担当部長，建設局都市整備部長，ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑内容は、以下のとおり。

・街路事業「1 山陰街道」

委 員：当事業は、平成24年から5箇年は事業進捗を原則見送るとした「道路整備事業の見直し」の対象路線とのことであるが、他の大きな事業も大切だが、このような市民の生活に密着した道路や、観光客の増加により他の場所でも歩行者、自転車の数も増えていると思われることから、市民の安全を図ることが必要な道路も大切であり、このような事業にも力を入れていただきたい。

委 員：土地の境界確定に応じない土地所有者は、事業自体に反対なのか。

京都市：境界確定が完了していない主な要因は、水路や里道の官地幅が現地の幅と大きく異なっているため、京都市が算定した買収面積と所有者の主張する面積に相違があり、所有者との交渉に時間を要している点である。なお、事業の必要性について反対はないという認識である。

委 員：この事業において、家の立ち退きや移転はないのか。

京都市：3～4mの切り取りによる用地買収が殆どであり、建物すべての立ち退きや移転はないと想定している。

委 員：費用便益分析では評価されているが、総合的な投資順位を決めるために内部収益率を算出しないのか。

京都市：京都市の公共事業評価では、内部収益率は算出していない。なお、公共事業評価を行う際に用いている国土交通省が定める費用便益分析マニュアルにおいて、基本は費用便益分析（3便益）で評価し、必要に応じて経済的純現在価値や、経済的内部収益率を併記することができるとの記載はあるが、一般的には費用便益分析のみで評価している。

委員：実際の便益は、費用便益分析で算出する3便益だけでなく、地域全体の潤いや、環境改善など費用便益分析では図れないさまざまなプラス要因があると考ええる。

京都市：京都市としても、費用便益分析は評価の1つであり、B/Cだけで事業の必要性を判断するものではなく、調書にあるような客観的評価指標などにより、総合的に判断している。

京都市：今後、京都市における公共事業評価システムの充実を図るため、他の自治体で検討されている客観的な評価指標を定量的に評価する手法を検討することも考えている。

委員：路線の重要性やB/Cも高く、地元の理解も得られており、用地買収も30件中8件と進んでいること必要な事業だと考える。

委員：今までの審議から、事業の継続が妥当であると考えるが、現地視察を踏まえ、次の第3回委員会で判断する。

・土地区画整理事業「2 上鳥羽南部地区」

委員：懸案事項は、境界確定とのことだが、今後の見込みはどうか。

京都市：114haの事業面積があるなか、道路等の公共用地の境界はすべて確定しており、残り1.5%の境界は当事業で新たに確定していない整備前からの個人同士の土地境界である。ただ、この境界が確定しないと、換地処分の最終面積が確定せず事業完了とならないことから、京都市から土地の所有者に何度も説明を行い、境界確定の必要性は理解していただいているが、個人同士のことであり時間がかかっている。

委員：土地区画整理事業の中で、街路樹等の緑化にどれぐらい力を入れているのか。

京都市：土地区画整理事業は、皆さまに土地を提供していただき、公共施設、道路、公園、水路などの整備を進めている。公園の整備については、用地確保と整地まで当事業で行い、樹木を含む公園自体の整備については、みどり政策推進室にて地域住民の意見を取り入れた整備を行っている。また、道路の森づくり事業により道路の整備においても、中央分離帯や歩道に植樹を行っている。

委員：今までの審議から、事業の継続が妥当であると考えるが、現地視察を踏まえ、次の第3回委員会で判断する。

・土地計画事業「3 伏見西部第五地区」

委員：承水路とは、雨水を排除するための水路という認識でよいか。

京都市：当地区は農地が主体であり、この承水路は農業用水路であるが、ここへ水路が集まり大きなものになっている。

委員：農業用水路が大きくなり、雨水排水も兼ねる形になったということか。

京都市：その認識で問題ない。

委員：承水路に関して、今回の計画変更で断面を小さくしているが、計画の雨水流量を処

理できるのか。

京都市：掘り下げによる周辺宅地への影響が懸念されたこともあり、現在の断面をできるだけ活用したかたちで、一定の必要断面を確保している。

委員：住民の方に大幅な変更を理解いただいているとのことだが、J R Aがあり高速道路も整備されているという社会情勢から、車が多くなることが予想されるが、計画変更により渋滞が解消されないなどの問題が生じるのでは等の意見はなかったのか。

京都市：住民の方から一番多くあった意見は、早く事業を進めてほしいというものであった。また、計画を変更して整備対象外とした、現在J R Aの駐車場となっている個所は、宅地として活用できない状況にある。また、道路については、隣接する伏見西部第四地区で整備した道路網とつながることで利便性が向上する。

委員：前回の再評価において意見のあった「早期に事業効果が発現するように計画の見直しを行うべき」について、事業費も含めたかたちで計画の見直しが行われ、地元からも早期の事業進捗を強く求められている状況であり、事業の継続が妥当であると考えてるが、現地視察を踏まえ、次回の第3回委員会で判断する。



平成27年度 第3回京都市公共事業評価委員会 議事録

第3回委員会では平成27年度再評価対象事業、事後評価対象事業の審議を行った。

1 日 時 平成27年11月17日（火） 午前9時30分～11時30分

2 場 所 京都ガーデンパレス「鞍馬」

3 出席者

（1）委員

戸田委員長，桑原委員，中川委員，廣岡委員，舞谷委員，宮澤委員，廻委員

（2）市職員

建設局長，建設局土木技術・防災減災担当局長，建設局建設企画部長，
建設局建設企画部担当部長，建設局道路建設部長，建設局道路建設部担当部長，
建設局都市整備部長，上下水道局下水道担当部長，ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑内容は、以下のとおり。

（1）再評価事業

・街路事業「1 山陰街道」

委 員：現地視察にて、単区間ではあるが、アクセス道路につながる重要な道路であることが確認でき、事業を早く進めることが妥当だと思うが、用地買収がまだ半分も完了していないことから、進め方が今後重要になってくるのではないかと。

委 員：特に歩行者などの安全の確保の面からは早く進めてほしい。用地買収に関して、何か問題や課題はあるのか。

京都市：用地買収の進捗について、この路線は「道路整備事業の見直し」において、平成27年度まで事業進捗よくを見送る路線として位置付けており、用地買取請求があつた場合にだけ取得している状況である。ただ、この見直し措置は本年度までとなっており、来年度以降の全市的な路線の位置付けを検討する中で、山陰街道についても進捗よくを図れればと考えている。また、地元の方々の理解は得られており、予算が確保できれば進捗よくできる状況にある。

委 員：地元の方々の理解が得られており、事業継続は妥当であるとする。

・土地区画整理事業「2 上鳥羽南部地区」

委 員：現地視察にて状況を確認したが、ほとんど完成していることから、少しでも早く事業を進め、早期に事業を完了していただきたい。事業継続は妥当であるとする。

・土地計画事業「3 伏見西部第五地区」

委員：事業進ちょくを図るため、事業範囲を小さくしており、現地の要望も踏まえて早く進めて欲しい。一方で、クリーンセンターに隣接して宅地が広がることになるのであれば、そのイメージが気になる。

京都市：当地区及びその周辺地域においては、府道京都守口線より西側の区域を住居系の土地利用とし、南部クリーンセンターのある京都守口線から東側の区域については、製造業や物流業などの産業系の土地利用とする計画である。

委員：昨今は非常に短期間で激しい雨が降ることがよくあり、雨水排水施設は早期に整備を進めた方がよい。また、クリーンセンター周辺の整備について、土地利用を配慮しながら進めていくとのことであり、事業継続は妥当であるとする。

(2) 事後評価事業

・街路事業「1 新十条通（伏見工区）」

「2 新十条通（山科工区）」

「3 油小路線（斜久世橋工区）」

委員：用地取得について、地権者が買収に納得しない場合、なかなか土地取得ができないと思うが、土地の権利を強制取得できる方法はあるのか。

京都市：土地収用法という、公共の福祉という観点から、強制的に土地を取得することができる法律がある。すべての場合に適用するわけではないが、あと1件だけどうしても理解いただけない、これ以上ご説明できないといった場合にはこの法律を適用し、できるだけ早く事業効果が上がるように努めている。

委員：マンションに対して、土地収用法を使ったとあるが、区分所有権を持つ住民の何人かだけが同意しなかったのか。

京都市：全員ではなく、区分所有権を持つ数名の方である。

委員：個人的に高速道路にはあまり乗らないのでわからないが、京都高速道路の整備はすべて完了したのか。

京都市：全体計画としては、2路線が完成し3路線が残っているが、現在抜本的な見直しを含めて、学識者を入れた専門検証委員会において議論している。この委員会では、都市計画決定から時間が経過しており、社会情勢の変化もあることから、建設費用、整備効果、京都市内の南北の交通など解消すべき項目等について、議論がなされている。

委員：当面は建設されないという認識でよいのか。

京都市：その認識でよい。補足説明として、京都高速道路は5路線から構成されており、新十条通と油小路線が完成している。残る3路線として、五条通から堀川通の地下を通り油小路線に接続する地下道路の堀川線、油小路線から西に、久世橋通の上を国道171号まで抜ける高架道路の久世橋線、久世橋線の途中から西大路五条までの地下道路の西大路線がある。この3路線について、京都市としても事業効果を検証

中であり、廃止を含めた抜本的な見直しを引き続き検討していく。

委員：整備後の交通面での効果について、高速道路の交通量は、計画段階の予測交通量と比べてどうなったのか資料等があれば説明して欲しい。

京都市：現況交通量は計画段階での予測交通量を大きく下回っている。計画段階の交通量予測は、京都高速道路の5路線全ての完成が前提であり、また、交通量も右肩上がりとなることを前提としていることから、その後少子高齢化の進展、若者の自動車離れ等で、自動車の台数自体が減少する等、社会情勢が大きく変化したことで伸びなかった部分もある。本事業の一番の目的は、高速道路にたくさん車を通すことではなく、一般道路の渋滞緩和や、移動時間短縮を図ることであり、定性的ではあるが一般道の渋滞緩和等はしていることから、事業効果は発現できていると考える。

委員：交通量について、予測と現実とは条件も違っており、現実を評価するには至っていないが、一般道の渋滞がかなり緩和されており、事業効果が確認できる。また、一般道路の渋滞緩和や時間短縮についても、ある程度定量的に評価されている。

委員：どのように大気汚染を低減できるのかを説明して欲しい。

京都市：高速道路を走行する車は、経済速度で走れることから燃料消費量が一般道を走るより少なくなる。また、一般道を走行する車も、渋滞が緩和され、経済速度に近いスピードで走れるようになる。これにより、車のエンジンが動いている時間が短くなることで全体の燃料消費量が少なくなり、大気汚染の低減が図られる。

委員：事業による問題は生じておらず、一般道全体の渋滞が緩和されていることを確認できた。京都市の対応方針案は妥当であるとする。

・土地区画整理事業「4 洛北第三地区」

「5 洛北第二地区」

委員：区画整理による一体的面整備が快適性、利便性かつ防災面から見た安全性に寄与するとのことについて、具体的に説明して欲しい。

京都市：都市計画道路等の道路ができ、公園等が配置され、すべての宅地が道路に面して整備されたことで住環境が非常によくなったことから、快適性、利便性、防災面から見た安全性が向上している。

委員：防災面の効果について、道路整備による災害時の緊急車両の通行や、火災の延焼防止、公園整備による避難地確保、河川整備による氾濫防止等と考えてよいか。

京都市：その認識で問題ない。

委員：公用地が約3割、宅地化率が約7割となっているが、何か定められた指標などがあるのか。また、この数値は理想的なのか。

京都市：宅地化率7割は、公共用地以外の宅地として利用可能な土地のうち、7割において、建物等による土地利用が進んでいる状況を表している。公共用地率の指標等は定められていないが、理想に近いカタチで、水路、道路、公園等を配置した結果である。

委員：洛北第二地区に住んでいるが、住みやすく良好な環境が形成されている。

委員：住民が一時的に増え、岩倉北小学校はすごく子どもが増加したと聞くが、当該地区だけでなく、あの一带で昔と今の住民数を比較した数字はないか。

京都市：当該地区内においては、440人から3,000人に増加しているが、岩倉全体としては把握できていない。区画整理地区内に限らず、宅地化が進んでおり、交通の利便性も向上していることから、岩倉地区全体についても、人口は増加していると思われる。

委員：京都市の対応方針案は妥当であるとする。

・下水道事業「6 下水污泥集約事業」

委員：汚泥を送る圧力管はどのぐらいの深さのところあるのか。

京都市：開削方法区間については地表面から1m～2m、非開削区間については、他の地下埋設物や河川等の障害を避けるために、約10mの深さに布設している。また、メタンガスが発生する層が確認された区間については、その層を避けるため約20mの深さに布設している。

委員：この部分に管路があることを地上から確認できるのか。

京都市：下水道管全体を線的に確認することはできないが、この管路のマンホールの蓋には通常の下水道と違い、汚泥圧送管と分かるマークが入っており、地上から確認することは可能である。

委員：自然に流すのではなく、固体的なものを圧力で流すため、メンテナンスが必要かと思うが、その費用はどれぐらいかかるのか。

京都市：管のメンテナンスについては、汚泥圧送管の点検等を行っている。ただし、メンテナンス費用は増加するが、集約化事業により全体として減っているということで理解して欲しい。

委員：最後に残った汚泥は埋立てに利用するとのことだが、どこに運搬するのか。

京都市：減量化し、大阪湾のフェニックスと京丹波町の瑞穂環境保全センターの両方に搬送している。

委員：管が腐食するなど耐用年数はどれぐらいか。また、人件費は削減できたか。

京都市：耐用年数について、使用しているダクタイル管の標準的な耐用年数は約50年と国の基準で定められているが、50年ですぐに取り替えるのではなく、メンテナンスを行い、状態を確認しながら更新を検討する。ただし、機械関係については、耐用年数がそれより短いものが多いが、寿命だけでなく、効率や修理修繕の手間等も考慮する。人件費については、汚泥の送泥により処理を集約化したことで、委託していたトラック輸送費が削減できている。また、伏見、石田水環境保全センターで汚泥処理にかかる人件費や委託費も減少している。

委員：京都市の対応方針案は妥当であるとする。

